

仕 様 書

1. 件 名 R4鉄屑等売払
2. 規格及び数量 別紙特記仕様書のとおり
3. 荷渡し場所 茨城県つくば市立原1番地3
国立研究開発法人建築研究所構内
(別紙1参照)
4. 荷渡し期間 代金納入の日より令和4年 7月15日(金)まで
5. 仕 様
 - 1) 一般共通事項
国立研究開発法人建築研究所の契約に関する規定によるものとする。
 - 2) 特記事項
別紙特記仕様書のとおり
6. 検 査 物品搬出後は、検査職員による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

総務部会計課

栗原 文子

特記仕様書

第1章 総 則

(適用)

第1条 本特記仕様書（以下「本仕様書」という。）は、仕様書5.の2)でいう特記仕様書で、「R4鉄屑等売払」に適用する。

第2章 概 要

(規格及び数量)

第2条 参考写真は、別紙2のとおりである。売払鉄屑等の確認日に入札参加者が直接現物を確認し、判断すること。

(作業内容)

第3条 別紙1に示す場所にある鉄屑等を、関係法令に従い収集運搬、処分及び周辺の清掃を行う。

(一般事項)

第4条 発注者又は受注者の負担範囲は、下記のとおりとする。

- 一 業務の実施に必要な施設の電気及び水道等の使用に係る費用は、発注者の負担とする。
- 二 処分に必要な機材、仮設材、養生材及び重機等は、受注者負担とする。ただし、建築研究所内のクレーン、フォークリフトは使用可（使用日時は、担当者と要調整）。原則使用した分の燃料は補給し返却すること。

2 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守すること。

3 業務責任者

- 一 受注者は、業務責任者を定め担当者に届け出ること。

二 業務責任者は、品質、工程、安全等の業務管理を行い、業務の円滑な遂行を図ること。

4 業務日の条件

業務を行う日時はあらかじめ担当者と協議し行うこと。作業は原則勤務時間内（平日8：30～17：15）とする。勤務時間外もしくは休日に作業を行う場合は、担当者にあらかじめ申し出ること。また、作業日が休日にかかる場合には、休日作業届を担当者へ提出すること。

5 服装等

業務関係者は、作業に適した服装で業務を行うとともに、名札、又は腕章を付け作業を行うこと。

6 担当者の立ち会い

作業等に際して担当者の立ち会いを求める場合は、あらかじめ申し出ること。

7 産業廃棄物の処理

- 一 業務の実施に伴い産業廃棄物が発生した場合は、積み込みから最終処分までを関係法令に従い適切に管理するとともに、マニフェスト交付を経て適正に処理すること。
- 二 金属類に付着し、現場において分離不可能な廃棄物等については、受注者の責任において適正に処分すること。

8 共用施設の利用

駐車場、建物内の便所、エレベーター等の一般共用施設は利用することが出来る。

9 持ち込み資機材の残置

業務が複数日にわたる場合、担当者の承諾を得た場合には、実施期間中は構内に残置することが出来る。なお、残置資機材の管理は受注者の責任において行うこと。

10 養生

- 一 作業現場の搬出入場所等は、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うこと。
- 二 万一、汚染及び損傷等した場合は、受注者の負担により原状回復を図ること。

11 後片付け

業務の完了に際しては、当該作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

(提出書類)

第5条 提出書類は、以下のとおりとする。

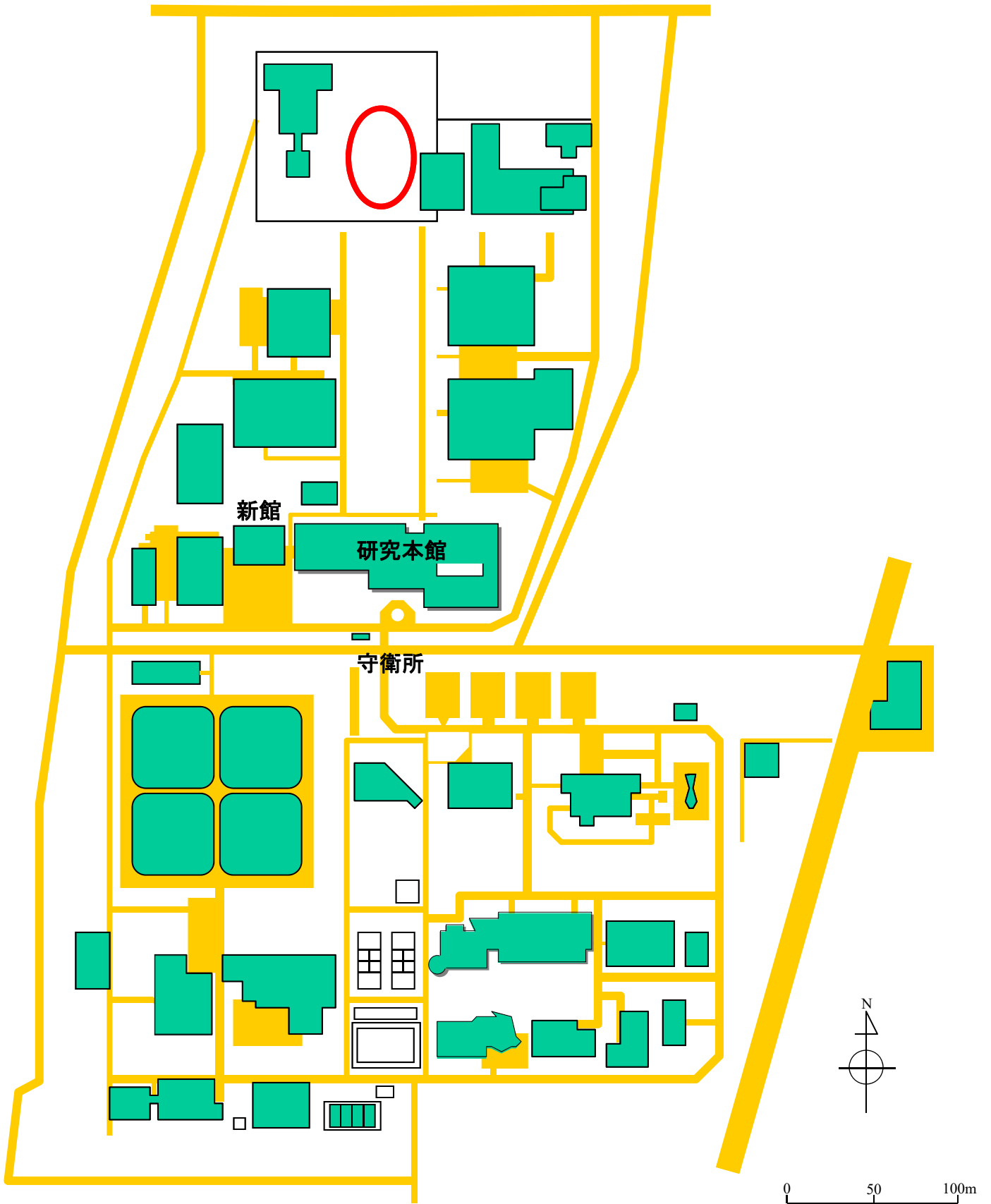
- 一 見積書提出時、産業廃棄物処理業者(収集運搬業・処分業)資格もしくは金属屑商、古物商の資格を示す書類(写し) 1部
- 二 業務報告書(実施前、実施後写真) 1部
- 三 マニフェストもしくは金属リサイクル伝票(写し) 1部
※ 実測数量が分かるもの(計量票など)でも可とする。
- 四 鉄屑等受領書 1部

(疑義)

第6条 本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とは協議し決定するものとする。

以上

保管場所等配置図



別紙 2



